

モロッコの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

モロッコ王国（以下「モロッコ」という）は、人口約 3,700 万人の立憲君主制国家である。アフリカ大陸の北西部に位置しており、西は大西洋、北は地中海に面しており、ジブラルタル海峡の向かい側はスペインである。東はアルジェリアに接しており、南にはモーリタニアがある。但し、後述するように、モロッコの南西部の「西サハラ」については、モロッコと、亡命政権である「サハラ・アラブ民主共和国」が領有権を主張しており、モロッコの実効支配が完全には及んでいない。モロッコの国土の面積は、（西サハラを除いて）約 45 万平方キロメートルであり、日本の国土の約 1.2 倍に相当する。首都はラバトであるが、最大の人口と経済規模を有する都市はカサブランカである。公用語はアラビア語とベルベル語である。フランス語も第 2 言語として教育されており、政府、ビジネス、マスコミ等において広く使用されている。イスラム教が国教とされており、実際、イスラム教スンニ派の国民が 99% を占めている。通貨はモロッコ・ディルハムである²。

現在のモロッコの地域では、8 世紀以降、いくつものイスラム王朝による支配が繰り返されてきたが、1912 年に国土の大部分をフランスが、一部をスペインが支配し、保護領とした。1956 年にフランス領が独立し、スペイン領を併合した。1957 年に国名を「モロッコ王国」とした。

なお、西サハラについては、1884 年にスペインが植民地としていたが、1975 年にスペインが領有権を放棄して撤退した。モロッコは、非武装で西サハラの領有を主張するために「緑の行進」を行い、1976 年、モーリタニアとともに西サハラを分割併合したが、西サハラの独立を目指す勢力が「サハラ・アラブ民主共和国」の独立を宣言した。同国とモロッコとの間では、国連の仲介による交渉が何度か行われたが、解決には至っていない。

モロッコは、アフリカ連合、アラブ・マグレブ連合、アラブ連盟、イスラム協力機構等に加盟しているほか、欧州（とくにフランス及びスペイン）や米国との関係を重視する外交政策を採っている。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるモロッコの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2023 年版』（二宮書店、2023 年）316～317 頁、②外務省ウェブページ「モロッコ基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/morocco/index.html>）等を参照した。

モロッコの貿易相手国は、輸出・輸入とも、スペイン及びフランスが多い。モロッコの主な産業は、農・漁業（オリーブ、柑橘類、野菜）、鉱業（リン鉱石）、工業（衣料、被革、食品加工、石油精製等）、観光業等であり、海外への出稼ぎ労働者からの送金も重要な外貨獲得源となっている。日本への輸出品としては、タコ及びマグロが多い。モロッコは、1987年に GATT の加盟国となり、1995 年には WTO に加盟した。

モロッコの法制度は、宗主国であったフランスの影響を受け、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。また、2008 年にモロッコは、EU から包括的パートナーシップである「前進的地位」が与えられており、欧州との市場統合等を推進するため、最近では EU の法制度の影響を受けることが多くなっている。

II 知的財産法全般

モロッコの知的財産法制度を形作っている基本法としては、「工業所有権法」がある³。同法は、特許、集積回路配置、意匠、商標、地理的表示、不正競争、権利保護、報奨、訴訟、植物新品種、著作権について規定している。工業所有権法は、2004 年 12 月 18 日に施行されたが、その後、改正法が 2006 年 3 月 2 日及び 2014 年 12 月 18 日に施行された⁴。全 239 条からなる「工業所有権法」の主な体系は、表 1 のとおりである⁵。

表 1：モロッコの「工業所有権法」の主な体系

第 1 編 総則	
第 2 編 発明特許	第 1 章 適用範囲、第 2 章 特許出願及び処理、第 3 章 特許から発生する権利、第 4 章 特許の公告
第 3 編 集積回路配置	第 1 章 適用範囲、第 2 章 雑則
第 4 編 意匠及びモデル	第 1 章 適用範囲、第 2 章 保護を受ける権利、第 3 章 意匠及びモデルの出願手続並びに登録、第 4 章 意匠又はモデルの登録の効力、第 5 章 権利の移転及び喪失、第 6 章 意匠及びモデル

³ 本稿の執筆にあたっては、主に、以下の文献等を参照した。

① 「モロッコの知的財産制度及びその運用に関する調査」（日本貿易振興機構ドバイ事務所知的財産権部、2020 年）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/document/gaikoku/morocco_202003.pdf

② 「モロッコにおける知的財産権利行使マニュアル」（日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所、2015 年）

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2016/01/db58b1ee4e206410f967208c5b716ca5.pdf>

⁴ <http://www.ompic.ma/en/content/laws-and-regulations>

⁵ 本稿における「工業所有権法」に関する訳語は、原則として、特許庁ウェブサイトに掲載されている和訳に従った。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

	の公告
第5編 商標及びサービスマーク	第1章 適用範囲、第2章 標章に対する権利並びに商標の出願手続、異議申立及び登録、第3章 商標登録の効力、第4章 権利の移転及び喪失、第5章 団体標章及び団体証明標章、第6章 標章の公告、第7章 国境措置
第6編 商標、原産地の地理的表示及び名称並びに不正競争	第1章 商号、第2章 原産地の地理的表示及び名称並びに異議申立、第3章 不正競争
第7編 博覧会における暫定的保護及び産業的報奨	第1章 暫定的保護、第2章 産業的報奨
第8編 訴訟	第1章 総則、第2章 特許、第3章 集積回路配置、第4章 意匠及びモデル、第5章 商標及びサービスマーク、第6章 商号、第7章 出所の表示及び原産地の名称、第8章 産業的報奨
第9編 経過規定	

また、著作権に関しては、「著作権及び著作隣接権に関する法律」が、2000年12月19日に施行されたが、その後、2014年及び2022年に改正を受けている⁶。

モロッコの知的財産法制度の主要な行政機関としては、①工業所有権については、カサブランカに所在するモロッコ工業・商業所有権庁（OMPIC）⁷、②著作権については、モロッコ著作権・隣接権局⁸がある。

モロッコは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO 協定、TRIPs 協定、WIPO 設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（PCT）、特許法条約、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、国際特許分類に関するストラスブール協定、工業意匠の保護に関するハーグ協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、商標法条約、万国著作権条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、WIPO 著作権条約、実演及びレコードに関する WIPO 条約、植物新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）等である。

III 特許

⁶ <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/19766>

⁷ <http://www.ompic.ma/en>

⁸ <https://www.moroccoworldnews.com/2022/04/348314/morocco-pledges-to-strengthen-copyright-law-under-new-bill>

1 概要

モロッコで特許権を主張するためには、①モロッコの工業所有権法に基づき、OMPIC に特許出願を行い、特許付与を受けるという方法と、②欧州特許をモロッコにおいて有効化 (validation) するという方法がある。後者は、2015年3月1日以降に出願された欧州特許につき、手数料を支払うことにより、当該欧州特許がモロッコの法制度に基づく特許保護を受けることができるようになるという制度である⁹。以下では、主に、上記①の「モロッコの工業所有権法に基づき、OMPIC に特許出願を行い、特許付与を受けるという方法」について説明する。

特許権の対象たる「発明」には、「製品、方法又は先行技術において未知の成果を達成するため既知の手段の新たな応用若しくは組合せ」、並びに「全ての種類の医療化合物、医薬品又は治療薬及びそれらを得るために役立つ方法及び装置」が含まれる。①発見、科学的理論及び数学的方法、②審美的創造物、③精神的行為を営み、ゲームをし、又は事業を行うための計画、法則及び方法並びにコンピュータ・プログラム、④情報の提示は、発明には該当しない。

発明に特許が付与されるためには、不特許事由に該当してはならないほか、新規性、進歩性、産業上利用可能性等の特許要件を満たしている必要がある。

不特許事由としては、①その公表又は実施が公の秩序又は善良の風俗に反することになる発明、②「植物新品種の保護に関する法律」における植物新品種がある。

新規性とは、登録出願の出願日又は優先日の前に、モロッコ又は世界のいずれかの場所において、存在しておらず、刊行物若しくは使用により又は他のいずれかの手段で公衆に公開されていないことである（絶対的新規性）。

進歩性とは、当業者が従来技術から当該特許発明を自明な方法で導き出せないことである。

産業上利用可能性とは、いずれかの種類の産業において発明を実施又は使用することが可能であることである。人体若しくは動物体に外科的に行われる治療方法又は人体若しくは動物体に施される臨床的方法には、産業上利用可能性が認められない。

2 出願・審査

モロッコでは、先願主義が採用されている。

モロッコ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、モロッコ国内の代理人を選任しなければならない。

出願書類は、フランス語又はアラビア語により作成・提出する。

特許出願の願書が提出された後、OMPIC は、方式審査を行う。その後、OMPIC の特許審査官は、「予備調査報告書」を作成する。これには、先行技術（出願発明に関係する特許発明及び出願日に先立って公開されていた文献のリスト）が引用されるとともに、特許性

⁹ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/20150121.pdf

(新規性、進歩性及び産業上利用可能性等)に関する見解書が添付される。特許審査官は、予備調査報告書の内容を出願人に通知する。出願人は、通知を受けた日から3か月以内に、当初の記述を超えない範囲で、クレームの補正を行い、また、引用文献の関連性に関して意見を提出することができる。

出願日から18か月が経過した後、当該出願が公開される。予備調査報告書が作成されている場合、出願とともに当該報告書も公開される。予備調査報告書が作成されていない場合、出願とは別に当該報告書が公開される。特許出願が公開された後2か月以内に、第三者は、当該特許出願に係る発明の特許性に関し、意見書を提出することができる。これに対し、出願人は、2か月以内に答弁書を提出することができる。予備調査報告書、出願人及び第三者の意見書、補正されたクレーム等に基づき、特許性に関する見解書が添付された「最終調査報告書」が作成される。

なお、モロッコ OMPIC と日本特許庁の間では、2021年4月1日より「特許審査ハイウェイ」(PPH)の試行が開始されている¹⁰。これにより、日本で特許可能と判断された出願については、出願人の申請により、モロッコにおいて簡易な手続で早期審査を受けることができる。

3 特許付与

特許出願に拒絶理由が存在しないことが確認された場合、手数料の納付を前提として、OMPICにより特許が付与され、国家特許登録簿に登録されることになる。

特許の存続期間は、出願日又は優先日から20年である。

IV 意匠

1 概要

工業所有権法によれば、「意匠」とは、線又は色彩の集合をいう。また、「モデル」とは、集合又は形状が工業的若しくは手芸的製品に特別の外観を与えることを条件として、線又は色彩と結合するか否かを問わず、何らかの空間的形状をいう。意匠及びモデルは、それに新規性を付与する明確かつ識別可能な輪郭により又はそれに個別的若しくは新規な外観を与える1若しくは複数の外的効果により、類似の物品から異なるものであることを要する。

新規性とは、出願日又は優先日の前に、モロッコ又は世界のいずれかの場所において、広告又は他のいずれかの手段で公衆の利用に供されていないことである(絶対的新規性)。

また、①公の秩序若しくは善良の風俗に反する意匠又はモデル、②モロッコ国王又は王族の肖像、モロッコ王国又はパリ同盟の他の加盟国の紋章、国旗、公式勲章若しくは記章、国際連合又はそれらの機関により採択された国際機関の略称若しくは名称又は保護を確保するため既に国際協定の対象となったそれらの標章、国内又は外国の勲章、モロッコ又は外国

¹⁰ <https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210325001/20210325001.html>

の硬貨又は紙幣及び紋章学的見地からの模造品を複製した標識を複製した意匠又はモデルは、意匠登録は認められない。

2 出願・審査

意匠出願にあつては、出願に係る意匠が相互に関連していることを条件として、最大 50 の意匠を含めることができる。

モロッコ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、モロッコ国内の代理人を選任しなければならない。

出願書類は、フランス語又はアラビア語により作成・提出する。

意匠及びモデルの出願に対しては、方式審査のみが行われ、実体審査は行われない。

3 登録

方式審査において拒絶理由が見当たらない場合、意匠権が付与され、意匠登録が行われる。

意匠権の存続期間は、出願日又は優先日から 5 年である。保護期間の延長が 4 回まで認められるため、最長で 25 年間の保護が与えられる¹¹。意匠の更新の出願は、期間満了前の 6 か月間の間に提出しなければならない。もし遅延した場合でも、追加料金を支払うことを条件に、6 か月間の猶予期間が付与される。

VI 商標

1 概要

工業所有権法によると、商標又はサービスマークとは、自然人又は法人の商品又はサービスを識別することに役立つ図式表現が可能な標章をいう。例えば、①言葉、言葉の結合、氏名、地理的名称、筆名、文字、数字及び略称等のすべての形態の名称、②図案、ラベル、印章、織端、浮彫、ホログラム、ロゴ、合成映像、形状、特に製品若しくはその包装又はサービスを特定するもの、色彩の配列、結合又は濃淡等の図形標識、③音響、楽曲等の音響標識、④においの標章が含まれる。モロッコでは、立体商標、団体商標、証明商標も認められる。また、モロッコ国内で周知である商標も、法的保護を受けることができる。

標章の識別性が認められない場合としては、①日常的又は技術的言語において、単に商品又はサービスの必要的、一般的、若しくは通常の指定を構成するに過ぎない標識又は名称、②製品の特徴、特に種類、品質、数量、用途、価値、原産地、当該製品の生産若しくはサービスの提供の時期を指定するのに役立つに過ぎない標識又は名称、③製品の性質若しくは機能により課された形状により専ら構成された標識、又は当該製品にその実質的な価値を与える標識が挙げられる。

¹¹ https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/system/files/2022-01/IP%20Country%20Fiche_MOROCCO.pdf

また、公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又はその使用が法律により禁止されている標識や、商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆に誤認を与えるおそれのある標識等は、標章の要素として用いることができない。

2 出願・審査

モロッコでは、先願主義及び一出願多区分制が採用されている。

モロッコ国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、モロッコ国内の代理人を選任しなければならない。

出願書類は、フランス語により作成・提出する。電子出願も認められている。

商標出願の願書が提出された後、OMPIC の登録官は、方式審査を行うほか、絶対的拒絶理由に基づく実体審査を行うが、相対的拒絶理由については審査しない。審査の後、登録官は、当該商標出願についての判断を記載した審査報告書を作成し、出願人に送付する。審査報告書において、登録官は、必要と考える補正等を行うことを前提として、当該商標出願を認容することもでき、また、完全に拒絶することもできる。出願人は、3 か月以内に、指定商品・サービスの補正等を行うか、又は、審査報告書に関して意見を提出することができる。登録官が審査報告書において指示した条件が満たされた場合、当該商標は、公式商標目録により公示される。出願人が期限までに審査報告書に関して適切な応答をしなかった場合、当該商標出願は放棄されたものとみなされ、拒絶されることになる。

公式商標目録により公示された商標出願に対して、利害関係を有する第三者は、公示後 2 か月（延長不可）以内に異議申立を行うことができる。第三者から異議申立が提起された場合、OMPIC から出願人に通知される。異議申立の手続において、双方当事者には、主張・反論を提出する期間として 6 か月（延長可）が与えられる。当該期間が満了すると、OMPIC は、異議申立に対する決定を行い、双方当事者に通知する。当該決定に対しては、いずれの当事者も、15 日以内に、カサブランカ商事裁判所に提訴することができる。

3 登録

誰からも異議申立が提起されなかった場合、又は、異議申立が OMPIC 又はカサブランカ商事裁判所に認められなかった場合、出願に係る商標は登録されることになる。登録官は、出願人に対し、正式な登録証明書を発行する。

登録商標権の存続期間は、出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。

利害関係者は、商標の登録日又は商標が最後に使用された日から連続 5 年以上、商標登録者が正当な理由なく当該商標を使用していないと認める場合、商事裁判所に対し、登録商標の全部又は一部の取消請求訴訟を提起することができる。当該商標が指定商品・サービスに関して実際に継続的に使用されていたことを立証する責任は、商標登録者にある。

Ⅶ 著作権

1 概要

モロッコの著作権制度は、「著作権及び著作隣接権に関する法律」（以下「著作権法」という）等によって形作られている。

著作権法によると、さまざまなカテゴリーの文芸的著作物及び芸術的著作物について、著作権及び著作隣接権が認められる。

2 著作物

著作権法により法的に保護される文芸的著作物及び美術的著作物には、以下のものが含まれる。即ち、①記述によって表現される作品、②言語、コード、図式その他の形態で表現される一連の指示であって、情報媒体に編入され、機械によって解読された場合に、特定のタスクを完了するか所期の結果を実現する能力を有するコンピュータ・プログラム、③言葉・口頭で表現される講演、演説、説教その他の作品、④楽曲（歌詞を伴うか否かは問わない）を含む音楽作品、⑤演劇作品及び音楽演劇作品、⑥舞踏作品及び無言劇作品、⑦相互に関係する一連の画像から構成され、音声を伴うか否かに関わらず動きの印象を与え、視覚化・目視が可能であって、音声を伴う場合には聴取が可能である視聴覚作品（映画作品及び映像ソフトを含む）もの、⑧図画、絵画、彫刻、リトグラフ、皮革の型押その他すべての美術著作物、⑨建築作品、⑩特定の情報媒体が画像を創出する能力を有するか、当該媒体から画像が創出される場合において、光その他の放射輝度を情報媒体に記録することにより生じる写真作品（記録を可能にする手法は、化学的手法、電子的手法、その他いかなる手法であってもよい）、⑪実利的な機能を有するか、実用品に組み込まれる芸術的創作物を含む応用美術作品（手工芸品であるか工業的な工程によって製造されるかは問わない）、⑫図版、地図、平面図、スケッチ、及び地理、地形、建築又は科学に係る立体作品、⑬フォークロアの表現又はフォークロアにより触発された作品（モロッコ王国の領土において、共同体によって、又は共同体の伝統的な芸術的期待を満たしうると認められた個人によって発展し、保存されている伝統的な芸術遺産の特徴である要素による作品）、⑭衣服デザインの図面、⑮複数の著作者によって創作された作品を含む共同作品である。

3 著作権

著作権とは、以下の行為を実行、禁止又は許可するための排他的な権利である。即ち、①永久的な複製であるか一時的な複製であるかを問わず、電子的形態による一時的な保存を含み、あらゆる方法又は形態による自らの著作物の再公開又は複製、②自らの著作物の翻訳、③翻案、編曲その他による自らの著作物の変形、④賃貸又は公共貸出の対象となるオリジナル又は複製の所有者が誰であるかを問わず、聴覚著作物、レコード、コンピュータ・プログラム、データベースに含まれる著作物、又は音楽著作物の楽譜のオリジナル又は複製の賃貸

又は公共貸出の実行若しくは許可、⑤頒布を許可していない著作物のオリジナル又は複製の販売、賃貸、公共貸出その他による所有権又は占有権の移転による公衆への頒布の実行若しくは許可、⑥著作物の公共での演奏、⑦著作物の複製の輸入、⑧著作物の放送、⑨有線その他の伝達手段による著作物の公衆への伝達である。

著作物が創作された時点で、著作権は直ちに自動的に発生する（当該著作物が物理的な媒体に固定されているか否かにかかわらず）。

著作権の存続期間は、原則として、著作物が創作された日に開始し、著作者の存命中及び死後 70 年である。

モロッコは、ベルヌ条約に加盟していることから、日本を含む加盟国の著作物の著作権は、モロッコでも保護を受けることができる。

4 著作者

著作権は、原則として、著作者に帰属する。著作物が共同で作られた場合は、別段の合意がない限り、著作権は全ての著作者が共有する。

著作者が、雇用契約に基づき、雇用関係の存続期間中に、雇用主のために著作物を創作した場合、契約に別段の定めがない限り、著作権の最初の所有者は著作者となるが、当該著作物に関わる経済的権利は、雇用の通常範囲において、雇用主に譲渡されたものとされる。

著作権に基づく経済的権利は、契約により譲渡し又は相続により移転することができる。

著作者がもはや著作物の経済的権利を有しない場合であっても、当該著作者は、著作者人格権を有するものとされる。著作者人格権にはさまざまな種類がある。即ち、①自らの著作物の著作者として認知される権利、とくに著作物の複製に自らの氏名を表示せしめる権利、公衆による著作物の使用に関連して、可能な範囲で慣習的な方法に従って自らの氏名を表示せしめる権利、②匿名を維持する権利又は筆名を使用する権利、③著作者の名誉又は評判を損なうおそれのある著作物の歪曲、廃棄その他による変更や、他の手段による著作物の侵犯に対して異議を申し立てる権利が挙げられる。

5 無方式主義及び著作権登録

著作権は、著作物が創作された時に、登録等の方式を要せず、直ちに発生する（無方式主義）が、特に権利侵害又は紛争の場合における証拠又は記録のために、著作権を登録することができる¹²。

任意で著作権を登録しておくこと、著作権の存在が推定されることとなり、著作権侵害紛争が生じた際に、自己が著作権者であること等の立証が容易となる。したがって、著作権を有する者としては、将来の著作権侵害紛争に備えて、著作権を登録することにより、証拠を確保しておくことも検討に値する。

¹² https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/system/files/2022-01/IP%20Country%20Fiche_MOROCCO.pdf

6 著作権侵害とならない場合

著作権法によると、専ら利用者の私的使用に供することのみを目的として、他人の著作物を許可なしに無償で複製することは、著作権侵害とはならない。但し、①建築著作物又はこれに類する他の建造物の複製、②複写技術を用いて書籍全体の複写又は音楽著作物の楽譜による複製、③デジタル形式のデータベースの全体又は一部の複製、④コンピュータ・プログラムの複製、⑤その他、著作者の合法的な利益を不当に妨げるような著作物の複製については、この限りではない。

また、著作権法によると、他人の著作物を許可なしで自己の著作物の中で引用することは、著作権侵害とはならない。但し、その際、引用の出典と著作者名を明示する必要がある。

VIII 営業秘密

工業所有権法には、営業秘密に関する明文規定は無いが、モロッコにおいても、一般的に、独自の特性を有する一種の知的財産として認められている¹³。

営業秘密とは、①一般に公開されていないこと、②公開されていないことによって所有者に経済的な利益をもたらすこと、③当該情報の秘密性を保持するために、所有者が合理的な措置を適用していることという要件の全てを満たす秘密情報をいう。例えば、コカ・コーラの秘密のレシピのように、特定の企業が注意深く保護し、競業者に対する優位性確保の手段として利用しているレシピ、成分、製法、設計、情報編集物等が挙げられる。

営業秘密は、特許等とは異なり、登録を要せず、その秘密性が失われるまで保護されるという特性がある。リバース・エンジニアリングに対しては、営業秘密に基づいては保護されないため、特許等による保護が考えられる。

モロッコの民法典によると、営業秘密は、会社の全関係者が尊重しなければならない職業上の秘密の一部であるとされており、職業上の秘密の開示は、職業上の重大な違法行為とみなされる。

また、モロッコの刑法典によると、製造上の秘密の開示の試み及び開示を行った者は、禁固及び罰金により処罰される。具体的には、①秘密が外国人又は外国に居住しているモロッコ国民に対して開示された場合には、2年以上5年以下の禁固及び200ディルハム以上10,000ディルハム以下の罰金、②秘密がモロッコ居住者に対して開示された場合には、3か月以上2年以下の禁固及び200ディルハム以上250ディルハム以下の罰金により処罰される¹⁴。

IX エンフォースメント

¹³ 前掲「モロッコの知的財産制度及びその運用に関する調査」78～80頁。

¹⁴ 前掲「モロッコにおける知的財産権利行使マニュアル」34頁。

1 総説

モロッコにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、税関での水際取締り、刑事的手段（刑事訴訟）、及び民事的手段（民事訴訟）がある。

2 税関での水際取締り

モロッコにおける模倣品の出所となっている国としては、中国、トルコ、スペイン及びインド等が挙げられる。それらの模倣品は、湾岸諸国（とくにアラブ首長国連邦）の自由貿易地域を経由してきていることが多く、モロッコへの入国場所は主にカサブランカ港である¹⁵。そこで、モロッコ税関による水際取締りの制度が重要となる。

モロッコの税関当局（Administration des Douanes et Des Impots Indirect, ADII）は、模倣品である疑いのある物品の通関を税関で停止する権限を有する。また、モロッコにおける商標登録者は、模倣品である疑いのある物品の通関を税関で停止するための要請書を、税関に提出することができる。実際、税関による模倣品の通関停止の制度は、活発に利用されている。通関が差し止められた模倣品は、主に、国際ブランドが付された運動靴、電化製品、化粧品及び時計等である¹⁶。

モロッコ税関による保護対象となる知的財産権には、商標権、著作権及び特許権等があるが、とくに実務上利用されているのは、商標権侵害事案においてであるため、以下、商標権侵害事案の場合を例に、差止措置の手続について説明する。

モロッコにおける商標登録者は、税関に対し、通関停止申請を行うことができる。通関停止申請は、商標登録者である申請人の商標を表示した模倣品の押収又は通関差止を税関に申請するものである。申請を受理した税関は、通関停止申請書を受理した後、モロッコのすべての税関に対し、申請人の商標権を侵害する商品が含まれる貨物の通関を差し止めることを指示する正式な通知が発付される。申請人が提出した通関停止申請の有効期間は12か月であるため、必要であれば、毎年、更新する必要がある。

税関は、上記の通関停止申請に基づき、申請人の商標権を侵害する商品の通関停止又は押収を行った場合、その旨を、申請人又は代理人に通知する。通知を受けた申請人又は代理人は、通関停止又は押収がなされた日から10営業日以内に、当該商品が申請人の商標権を侵害する物品であるか否かを確認した上で、輸入者を提訴する意向を税関に表明する。その後、商事裁判所において訴訟の審理が行われ、商標権侵害の有無についての判決が下される。商事裁判所の判決により商標権侵害が認定された場合、当該判決が執行され、商標権侵害物品は、侵害者の費用負担により廃棄されるほか、侵害者に対し損害賠償が命じられる可能性がある。損害賠償額は、裁判官の裁量に従い、また事案により異なるが、通常は、50,000 デ

¹⁵ 前掲「モロッコにおける知的財産権行使マニュアル」15頁。

¹⁶ 前掲「モロッコにおける知的財産権行使マニュアル」17頁。

イルハムから 500,000 デイルハム程度である¹⁷。

3 刑事的手段（刑事訴訟）

モロッコでは、特許権、意匠権、商標権、著作権等を侵害する行為等を犯罪として規定している。

例えば、商標権の場合を例にとると、①登録商標を模倣した者又は他人に帰属する商標を詐欺的に表示した者、②利害関係者の許可なく商標を使用した者、③特定の製品に侵害商標が表示されているという事実又は詐欺的な商標の表示が行われているという事実を知りながら、正当な理由なく当該商品を保管している者、又は侵害商標の下で商品又はサービスの販売、提供、供給若しくは供給申出を故意に行った者、④登録商標に基づいて要求される商品やサービスとは異なる商品又はサービスの引渡又は提供を故意に行った者、⑤侵害商標又は詐欺的な商標が表示された製品の輸出入を行った者は、2 か月以上 6 か月以下の禁錮刑及び／又は 50,000 デイルハム以上 500,000 デイルハム以下の罰金に処される。

また、①登録商標を偽造するのではなく、購買者に誤解を生じさせるために当該商標の詐欺的な模倣を行った者、又は詐欺的に模倣された商標を使用した者、②登録商標によって示される商品又は製品の性状、実質的な数量、組成又は活性成分の含有量、種別又は原産地に関して、購買者に誤解を生じさせるような文言を表示して登録商標を使用した者、③詐欺的に模倣された商標が表示されていることを知りながら当該商標を表示した商品を正当な理由なく保管している者、又は当該商標の下で商品又はサービスの販売、提供、供給若しくは供給申出を故意に行った者は、1 か月以上 6 か月以下の禁錮刑及び／又は 25,000 デイルハム以上 250,000 デイルハム以下の罰金に処される。

さらに、裁判所は、侵害品と認定された商品の廃棄、侵害に用いられた装置又は手段の破棄を命じることもできる。

モロッコの刑事訴訟手続においては、まず、予備調査及び予備捜査が行われる。即ち、経済犯罪を担当する司法警察部署により、事件の捜査が行われる。警察による予備捜査が終了した後、検察局は、さらなる捜査を要しないと判断した場合、事件を裁判所に付託して公判審理及び判決を求める。これに対し、検察局が、新たな証拠が必要と判断した場合は、事件を判事に付託し、判事がさらなる調査を行い、全ての捜査が終了した後、事件が裁判所に付託され、公判審理及び判決が行われる。

モロッコでは、犯罪被害者は、①刑事訴訟手続において損害賠償を請求することも、②自ら民事訴訟を提起して損害賠償を請求することもできる。

刑事的手段の場合、侵害者に対して刑罰という強い制裁による感銘力を与えることができること、警察・検察の資源を利用でき、知的財産権者が訴訟費用を負担する必要はないというメリットがある。

¹⁷ 前掲「モロッコの知的財産制度及びその運用に関する調査」89～91 頁。

4 民事的手段（民事訴訟）

工業所有権法によると、本法の適用から生じるいかなる紛争も、行政的決定を除いて、専ら商事裁判所により審理されるものとされている。

工業所有権法には、特許権、意匠権、商標権等に関する民事訴訟についての規定が含まれている。

例えば、商標権の場合を例にとると、商標権侵害訴訟を提起する者は、原則として、商標登録者であるが、商標登録者が侵害訴訟を提起しない場合には、専用使用権者も、訴訟を提起することができる。商標登録者等は、侵害訴訟を提起する前に、裁判所長の命令に従い、裁判所廷吏又は裁判所事務官に対し、適格な専門家の支援を得て、被疑侵害製品の目録作成・押収の手続を進めるよう求めることができる。当該手続は、実施される。また、裁判所長は、裁判所事務官に対し、適格な専門家の支援を得て、商標権侵害の発生源、性質及び範囲を確認するための取調べを実施することを命令することができる。これらの命令の執行にあたっては、商標登録者等による保証金の提供が条件とされることがある。この保証金は、後になって「非侵害」であったことが判明した場合に、被疑侵害者が被った損害の賠償にあてられる。これらの命令が執行された日から 30 日以内に、商標登録者等は、侵害製品の販売停止、破棄、損害賠償、現地紙の紙上での判決公開等を求めて、裁判所に訴訟を提起する必要がある。期間内に商標登録者等が裁判所に訴訟提起しなかった場合、上記の被疑侵害製品の目録は自動的に失効するが、商標登録者等の損害賠償請求権が消滅するわけではない¹⁸。

商標権侵害行為の継続を阻止するために必要である場合、裁判所は、商標登録者等の請求に基づき、侵害品であると認定された商品の廃棄、侵害行為に用いられた装置又は手段の廃棄を命じることができる。

商標登録者等は、現実に自身が被った損害額、侵害者が侵害行為によって得た利得額、又は、裁判所が公正な賠償額であるとみなす 5,000 ディルハム以上 25,000 ディルハム以下の金額のいずれかを、損害賠償請求額として選択することができる。

X おわりに

近年、欧米を含む諸外国からのモロッコへの投資が増加しているといわれている。その背景としては、モロッコが、歴史的に欧州や米国との結び付きが強く、政治が比較的安定しており、インフラの整備も進んでいること等が挙げられる。また、モロッコは、50 以上の国・地域との間で自由貿易協定（FTA）を締結していること、加工貿易や金融のフリーゾーンが設置されていること、外資を誘致するための税制上の優遇措置が設けられていること等の事情もあり、外国企業にとって、モロッコはアフリカ・ビジネスの拠点となりつつある。

モロッコは、急速な発展が見込まれるアフリカ市場へのゲートウェイとして、今後は、日

¹⁸ 前掲「モロッコの知的財産制度及びその運用に関する調査」51～52 頁。

本企業にとっても重要な投資先となる可能性がある。そして、日本企業のマロッコ進出やマロッコ企業との貿易の増加に伴い、日本企業がマロッコにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなる可能性がある。その意味で、マロッコの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。今後も、マロッコの知的財産法の動向について注目していく必要性は高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15912』（経済産業調査会、2023年、原題は「世界の知的財産法 第51回 マロッコ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。